健第３０７７号

平成２７年１２月１５日

資料１

大阪府がん対策推進委員会

　がん登録等部会会長　様

大　阪　府　知　事

がん登録等の推進に関する法律（平成２５年法律第１１１号）第２４条に規定する、

都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者の指定について（諮問）

　標記について、がん登録等の推進に関する法律施行令第８条第２項の規定に基づき、別添の案について貴部会の意見を求めます。

別紙

がん登録等の推進に関する法律第２４条に規定する、都道府県知事の

権限及び事務を行うのにふさわしい者を指定する件

都道府県知事は、「がん登録等の推進に関する法律（平成２５年法律第１１１号）」（以下「法律」という。）第２４条第１項に基づき、政令で定める者に知事の権限及び事務を委任することができるとされ、政令で定める者とは、都道府県知事が法律第１条に規定するがん医療等について科学的知見を有する者として指定する者と政令第８条に規定されている。

大阪府においては、平成２８年１月１日に施行される全国がん登録を円滑に実施するため、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センター（以下「成人病センター」という。）に施行に併せて、法律第２４条第１項１号及び第３号に規定される権限及び事務を委任するものとする。

成人病センターは、長年にわたって大阪府地域がん登録事業を受託実施するとともに、厚生労働大臣からは都道府県がん診療拠点病院に指定されるなど、がん医療等について十分な実績があり、科学的知見を有する者として委任を行うにふさわしい者である。

ついては、がん登録等の推進に関する法律施行令第８条第２項に基づき、法律第２４条第１項に規定する都道府県知事の権限及び事務の委任先の指定について、貴部会の意見を求めるものである。

府立成人病センターの概要

○所　在　地　　　大阪市東成区中道１丁目３番３号

○設　　　立　　　昭和３４年９月

○病　床　数　　　５００床

○開　設　者　　　地方独立行政法人大阪府立病院機構

　　　　　　　　　（昭和３４年～平成１７年　大阪府）

○診療科目数　　　２６科目

○年間新入院がん患者数　　　　８,９０４人（平成２６年）

○主な役割及び機能、取組み状況

・特定機能病院（平成１８年～）

　・都道府県がん診療連携拠点病院（平成１９年～）

　・治験拠点医療機関（平成１９年～）

・大阪府全域を対象とする悪性新生物登録事業（昭和３７年～）

　・院内がん登録（昭和３８年～）